

## 平成21年度(2009年度) 金沢大学法学部 編入学試験 (2008年9月4日実施)

### 【英語】

#### 問1

日本における2004年の年金改革に関して論じた下記英文の全文を和訳しなさい。

《問題引用文出典：Trevor Ryan, JAPAN'S 2004 PENSION REFORMS IN RESPONSE TO DEMOGRAPHIC CHANGE: A LEGAL CRITIQUE, 8 Asian-Pacific Law and Policy Journal 35, 2006. の87頁第3段第1行から88頁第1段末尾にかけての段落のうち、最後の文を除いた全文(原文注280までの文)》

#### 〈講評〉

問題引用文は日本における年金改革と外国人労働者の社会保障との関係について論じるものである。解答において、事実・論旨等の趣旨への正確な理解と各文の論理関係に対する適確な把握が求められる。

これを踏まえ、下記各論点に関する趣旨へ言及の有無により評価した(下記各趣旨への理解が不十分な解答と基本単語の誤訳は減点の対象とした)。即ち、①2004年の改革において外国人の年金に関する規定が含まれていないこと。そして実際、年金制度の「国際化」要請を掲げた1999年の福祉白書以降、この論点は明らかに改革のプロセスから消え去っていること。②社会保障は、日本在住の外国人に関する最も緊要な課題の一つであって、少子高齢化社会において避けることのできない恒常的な労働力不足を補うべく非熟練労働者(移民)の受入れが各方面から要請されているが、政府は非熟練外国人労働者に関する今までの政策を維持し、未だに沈黙を保ったままであること。③外国人労働者の権利を認めず、また、時として彼の存在さえ認識しないことによって、まさに政府は留学生・研修生の名目を借りた「裏口」(直訳は「側門」)を通しての就労を容認し、彼らを雇用・福祉・医療保障のない「法的中間地帯」におきざりにしてしまっていること。④政府のこのような沈黙は、そのような外国人を「出稼ぎ労働者」、つまりこの国に定着して住民として社会保障を要求しはじめる前に出国してくれそうな者と位置付ける政策をあらわすものであると主張する意見があること。⑤政府のこのような態度について、これは、文化・人種の単一性(直訳は「完全性」)を保とうとする願望といったイデオロギー上の理由によるものではないかと考える見方があること。

## 問2

英語問2の出典は、Lyuba Zarsky, ed., *Human Rights and the Environment: Conflicts and Norms in a Globalizing World*, London: Earthscan, 2002. で、出題箇所は10頁の第1段落です。

本文の要旨は、「近年、先住民の権利が国際的に明確に認知されてきているが、先住民自身がその権利を享受するにはまだ多くの障害が残されている」というもので、問題提起の方法としてはきわめてオーソドックスな形式ですし、文法的にもそれほど難解な箇所はないと思われます。

みなさんの課題は、全文(130語程度)を日本語にするというものでした。採点にあたっては、上記の論旨を十分に理解しているかどうか、また、それが明確な日本語で記されているかどうかを重視しました。

採点結果に対する詳細なコメントは控えますが、完結した内容を伝える英語の段落(パラグラフ)の構成について理解している／してないによって、得点差が生じたのは事実です。いわゆるパラグラフ・リーディングを心がけるならば、みなさんの英語読解力はさらに向上するのではないのでしょうか。

## 【小論文】

### 問1

(有斐閣刊「書齋の窓」572号所収の高橋広次著「法が存在する場所について」から抜粋し(7頁中段5行目～8頁上段6行目)、一部改変した文章を以下に引用したうえ、)以下の文章の論旨を200字前後に要約したうえ、具体的な社会事象を引用しながら、その論旨に対するあなたの意見を述べなさい。

### 〈出題の趣旨及び講評〉

文章の要約を求めることにより、読解力と要約力を試し、社会事象の引用を求めることにより、社会に対する関心度を試し、社会事象を絡めた意見を求めることにより、問題解決に当たる具体的な思考力を試し、その他文章力等を総合勘案して採点した。

文章の要約については、社会の法化が推進されている実状、法の主たる機能が事後的な紛争解決にあること、及び、紛争の抑止には徳の充実が肝要であることを組み入れていれば良しとしたが、この点については、概ね良好であった。

社会事象の引用については、問2にある飲酒運転の外、少年犯罪、親殺し・子殺し、振り込め詐欺、食品偽装、ポイ捨て・歩きタバコ禁止条例等多様な事象が引用され、これらの社会事象を引用した答案については、おおむね具体的な考察と意見陳述に及んでいたが、社会事象を引用できず、或いは、法の抑止力或いは道徳の意義自体を論じるに止まる答案も散見された。

## 問2

飲酒や無謀な運転を原因とする悲惨な交通事故が相次いで発生し、それに対して従来の業務上過失致死傷罪（現在の刑法 211 条 1 項）の法定刑（最高 5 年の懲役）が軽すぎるとの世論の批判を受けて、2001 年頃から、危険運転致死傷罪（刑法 208 条の 2）の新設（2001 年制定、2004 年・2007 年改正）、自動車運転過失致死傷罪（刑法 211 条 2 項）の新設（2007 年改正）、飲酒・酒気帯び運転の罰則強化および車両運転者への酒類の提供者あるいは酒気を帯びていることを知りながら同乗した者や自己を運送することを要求した者・車両を提供した者への罰則の新設（以上、道路交通法）等といった法改正が行われて来た。

これら交通事故あるいは飲酒運転に対する一連の厳罰化について、あなたはどのように考えますか。根拠を示して 850 字（解答用紙 1 枚）以内で自分の見解を述べなさい。

【参考条文：刑法 208 条の 2 及び刑法 211 条（略）】

### 〈出題の趣旨及び講評〉

本問は、交通事故・飲酒運転等に対する近年の厳罰化の傾向を題材に、論理的思考能力や表現力を問うことを意図して出題した。法学の知識や条文の解釈能力を評価するのではなく、一貫した論理で説得的な根拠を示して自分の考えを述べているかを基準に採点を行った。言うまでもなく、厳罰化に賛成・反対いずれの立場から論じても採点に有利不利はない。

この問題はあくまでも厳罰化することの是非を問うているのであるが、答案では、交通事故や飲酒運転を処罰することの正当性であるとか、飲酒運転をなくすためにどうすべきか、あるいは危険運転致死傷罪が持つ解釈上の問題点を指摘する等といった、出題意図とは異なるところに力点を置いて記述したものが若干目立ったのは残念であった。

解答には様々なパターンが考えられるが、賛成の立場からは、刑罰が持つ憤激鎮静機能（被害者や世間の人々の怒りを静める機能）の重視・運転者の意識向上への有効性等が根拠として挙げられるであろうし、反対の立場からは、犯罪抑止に対する有効性への疑問（飲酒運転はともかく、交通事故は過失犯であるので、もともと加害者には罪を犯す意図はないため、刑罰を重くしても犯罪の抑止力とはならない）・被害者感情や世論の声を重視し過ぎることへの疑問等が根拠として挙げられるであろう。